

令和8年11月1日より 確認申請書式が変更になります。

変更内容：第4面【11】で下記の赤枠囲みの部分です。

【11. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は同法第18条第5項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】
☐ 有 ☐ 無

【ロ. 適用があるときは、特例の区分】

- ☐ 建築基準法第6条の3第1項第1号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第1号に掲げる審査
- ☐ 建築基準法第6条の3第1項第2号に掲げる確認審査又は同法第18条第5項第2号に掲げる審査
(構造設計を行つた構造設計一級建築士又は構造関係規定に適合することを確認した構造設計一級建築士)
- (1)氏名
- (2)資格 構造設計一級建築士交付第 号

【ハ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 ☐ 有 ☐ 無

【ニ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号

【ホ. 認定型式の認定番号】 第 号

【ヘ. 適合する一連の規定の区分】

- ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ
- ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ
- ☐ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ハ

【ト. 認証型式部材等の認証番号】 第 号

※11月1日以降に提出される確認申請書式は変更された分で提出をお願いします。